

市民ホールの指定管理者再指定について

- 1. 指定管理者 一般財団法人狛江市文化振興事業団
- 2. 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 3. 指定管理者検証委員会検証結果 総合評価 C（期待どおり）

	評価区分	評価	総合評価(評価理由)
総合評価	施設利用状況	3	全般的に一般財団法人狛江市文化振興事業団の指定管理業務は、効率的・経済的・安定的に運用されている。 自主事業では、コロナ感染拡大や施設の大規模改修工事により、事業の中止・延期等を余儀なくされたが、感染防止対策の徹底や市内施設の活用などによって事業の継続に努めたことは、狛江市における文化・芸術活動の拠点として評価することができる。 チケットのインターネット予約・購入、コンビニ発券及び窓口でのクレジットカード決済の導入は、販路拡大及び利便性の向上に寄与し、今後の集客に期待することができる。 狛江市の文化・芸術活動の拠点としての地位を確立し、市民に身近な市民ホールとして、ますますの発展が望まれる。
	事業収支	3	
	職員配置	3	
	事業実施	3	
	管理運営全般	3	
	施設の維持管理	3	
	サービスの向上	3	
	危機管理対策	3	
	その他	3	
	利用者評価	3	

- 4. 今後の予定 令和5年12月 第4回定例会に上程
 議決後、告示
 令和6年1月 本協定締結